

別紙

諮問第634号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇の対応について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私の所有する〇〇区〇〇 〇〇番地〇〇号に所在する家屋番号〇〇番〇〇の評価内容に関する自宅での説明についての資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年1月29日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 実施機関は、本件処分における非開示理由として、「…対応記録の記載については、正確かつ詳細に記載することが求められる。…開示することにより…担当職員が納税者の意向等を考慮して、記録内容を極端に省略した記録を作成するなど、…対応記録が形骸化することにより、納税者対応について適切な判断が行われなくなるなど、課税事務の適正な運営に支障が生じるおそれがある。」と説明する。

審査請求人は、東京都〇〇都税事務所（以下「本件都税事務所」という。）が、これまでに審査請求人が重要であるとする2回の面談に係る記録や、審査請求人から記録を残すよう伝えたやり取りに係る記録について、記録を作成していないことを確認している。

このように、正確かつ詳細に記載されていないことが明らかであり、根拠となっている非開示理由に該当しない。

イ 都民及び納税者から信頼される都政運営を切に望む。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 家屋評価業務の概要

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）により、毎年1月1日時点の家屋の所有者に対して固定資産税及び都市計画税（法343条及び702条。以下「固定資産税等」という。）が課税される。

都税事務所における業務は、固定資産税等の課税標準となるべき価格を算定するため、固定資産評価基準に基づき評価を行う（法409条1項）ことを主な内容としている。

(2) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報は、本件都税事務所の職員が作成した資料である。その内容は、審査請求人及び代理人（以下「審査請求人等」という。）との対応経緯及び平成〇年〇月〇日に審査請求人の自宅において審査請求人等に対して行った、審査請求人が〇〇区〇〇 〇〇番地〇〇号に所有する家屋に係る固定資産税等の価格等に関する説明を記録したものである。

(3) 非開示部分

対象保有個人情報のうち、行政内部の評価、判断等に関する事項及び主観に基づく次に掲げる情報（以下「本件非開示情報」という。）

ア 「2（1）〇相手認識」 1行目左から29文字目から40文字目まで、3行目左から16文字目から33文字目まで、6行目及び7行目

イ 「2 (1) ○当方反論、確認等」 9行目から16行目まで

ウ 「2 (3) ○その他」 5行目、6行目、10行目及び11行目

(4) 非開示理由

対応記録は、実施機関が都税の評価・課税事務のために組織的に作成している情報共有のための記録である。そこに記載される内容は、一般的に納税者が納税に関する相談及び交渉をした際の情報、経緯等であり、担当職員の異動等があっても、評価の経緯等を踏まえた上で、継続的に納税者交渉を行っていく必要があるため、対応記録の記載については正確かつ詳細に記載することが求められる。

本件開示請求に係る保有個人情報の中には、行政内部の評価、判断等に関する事項及び主観に基づく情報が記載されており、開示することによりその判断の過程が明らかとなるおそれがある。その結果、担当職員が納税者の意向等を考慮して、記録内容を極端に省略した記録を作成するなど、記録に消極的になることが考えられ、対応記録が形骸化することにより、納税者対応について適切な判断が行われなくなるなど、課税事務の適正な運営に支障が生じるおそれがある。

したがって、条例16条6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月28日	諮問
平成31年 2月27日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 2月27日	新規概要説明 (第195回第一部会)
平成31年 4月15日	審議 (第196回第一部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件処分について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が所有する特定の家屋に係る評価内容に関し、審査請求人の自宅において行われた本件都税事務所職員からの説明について記録した情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「〇〇氏（〇〇税理士）の対応について」とのタイトルが付された対応記録に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報を特定し、本件非開示情報が条例16条6号に該当することを理由として、本件処分を行った。

イ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、担当職員の異動等があつても、評価の経緯等を踏まえた上で、継続的に納税者交渉を行っていく必要があるため、実施機関では、納税に関する相談や交渉に係る経緯等について、正確かつ詳細に記録しているとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、実施機関における評価、判断等の主観的見解に係る情報であることが確認された。

これらの情報が開示されることにより、担当職員が納税者等からの反応を懸念するあまり、その意向を考慮して当たり障りのない消極的な記録に終始するようになり記録が形骸化し、その結果として適切な判断が行われなくなるなど、課税事務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

よって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑